

## 49. 01

**立体商標の願書への記載について**

立体商標について、願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）へ記載した商標（以下「願書に記載した商標」という。）及び商標の詳細な説明についての取扱いは、以下のとおりとする。

## 1. 商標記載欄に不適当な記載を含む場合について

（1）願書に記載した商標が、需要者において視認できない構造や形状を有する図（断面図等）を用いて記載されている場合は、立体商標が、視覚に訴えるものでなければならないことを踏まえ、そのような記載は立体商標を表示するものとして適当でなく、商第3条第1項柱書の要件を満たさないものと判断する。

このような場合において、願書に記載した商標中の付記的部分でない立体商標の変更や削除等は、原則として要旨の変更であることから認められない。

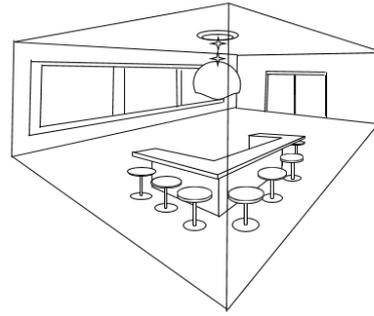
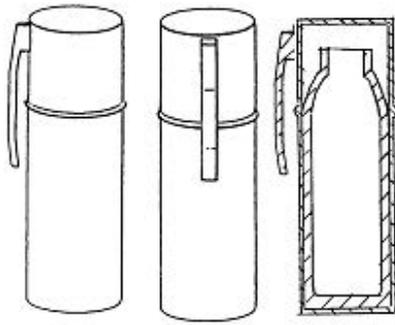
立体商標が二以上の図又は写真で表示されており、その中に需要者において視認できない構造や形状を有する図（断面図等）を含む場合についても、上記と同様とする。もっとも、この場合に断面図等を削除する補正については、出願時における立体商標の構成と同一性が保たれる限り、その立体商標の形状を変更することにはならないことから、認められる（国際商標登録出願については、商標の補正をすることができない。）。ただし、この場合は、補正（削除）後の商標の全体（異なる二以上の図又は写真によって商標を記載する場合は、補正後の全ての図又は写真）<sup>1</sup>を記載することが必要である。

なお、その断面図等を外観を表示する図に補正することは、出願時において記載されていない形状を追加することとなり、要旨の変更となることから、認められない。

[具体例] 商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断される例

---

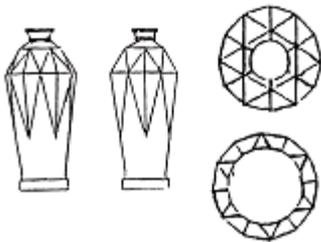
<sup>1</sup> 「商標法施行規則様式第15の2備考10」参照



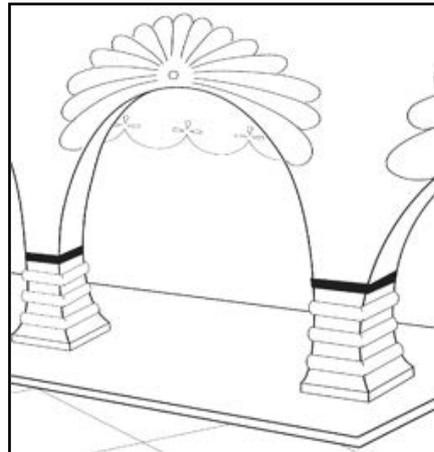
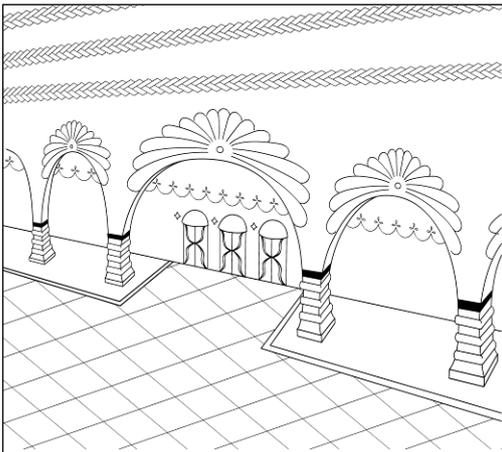
※需要者において視認できない構造や形状を有する図の例

(2) 立体商標の構成を表す複数の図又は写真の縮尺が相違する場合、一つの立体商標を表示するものとして適当ではなく、商第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

[具体例] 商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断される例



※縮尺が相違する例



※縮尺が相違する例（施設の内装を一部拡大した図を含む例）

上記のように各図の縮尺が相違する場合において、願書に記載した商標中の付記的部分でない立体商標の変更や削除等は、原則として要旨の変更であるこ

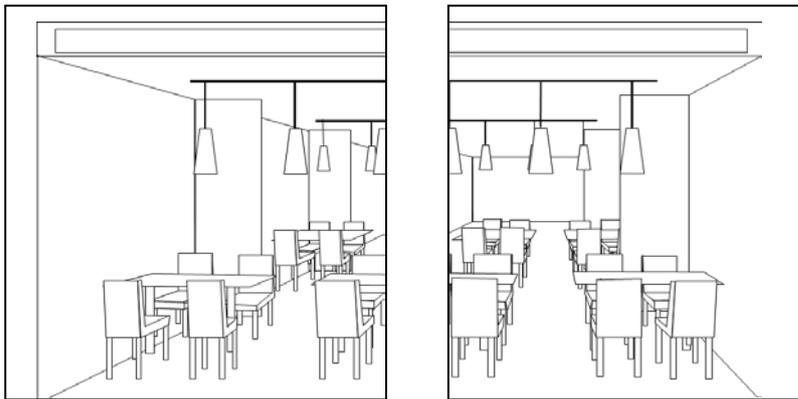
とから認められない。

もともと、出願時における立体商標の形状と相似形を保つ範囲において、同一縮尺の写真又は図に訂正された場合には、その立体商標の形状を変更することにはならないことから、そのような補正は認められる（国際商標登録出願については、商標の補正をすることができない。）。

ただし、縮尺を拡大することにより、例えば、出願時において認識することのできなかつた立体的形状に付された文字、図形、記号又は装飾等が認められることとなるような補正は、新たな構成部分の追加となり、要旨変更該当することから認められない。

（3）一つの立体商標を構成する立体的形状を分割し、二以上の図又は写真で記載している場合は、各図の表す立体的形状が合致しないことから、商第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

〔具体例〕 商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断される例



※店舗の内装の立体的形状を二図に分割して表示した例

（4）立体商標が立体的形状のみからなり、図又は写真が不鮮明であるため、形状の全体が明確に特定し得ない場合については、商第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

ただし、立体商標が立体的形状のみからなり、写真が不鮮明であるが、概ねその全体の形状については特定し得るものである場合には、商第3条第1項柱書の要件を満たすものとする。この場合、立体的形状の全体を明確に特定し得るような鮮明な写真に補正することは、出願時における立体商標の構成と同一性が保たれる限りにおいて認められる（国際商標登録出願については、商標の補正をすることができない。）。なお、この場合には、補正後の商標の全体（異なる二以上の図又は写真によって商標を記載する場合は、補正後の全ての図又は写真）を記載することが必要である。

立体商標が、立体的形状に文字、図形、記号、又は装飾等（以下「文字等」

という。)が付されている場合に、立体的形状は鮮明に記載されているものの、文字等の構成、態様が明確に把握し得ない程小さく表示されていたり、容易には判読し得ない程に不鮮明な表示からなるときは、その写真を鮮明なものに補正することにより、文字等の構成、態様を明らかにすることは、新たな構成部分を追加することとなり、要旨変更に該当するため、認められない。

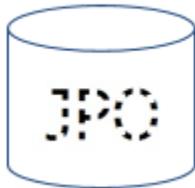
なお、立体的形状に付された文字等の部分が不鮮明な場合には、文字等は判読不可能なものとして、識別力の有無、及び類否判断の際の審査対象とはしない。

## 2. 立体商標が複数の線の種類等で記載されている場合について

商標記載欄の記載が、商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描くこと等（以下「実線・破線等の描き分け」という。）で構成されており、当該破線等が商標を構成しない部分を表しているのか、模様等商標を構成する部分を表しているのか明らかでない場合の取扱いについて。

商標記載欄の記載が実線・破線等で構成されているが、その破線部分が商標を構成しない部分として描かれたのか、模様のように商標を構成する一部分として描かれたのか、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明の記載（商標の詳細な説明がある場合）から判断できない場合には、商第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

[具体例] 商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断される例



※上記の図について、破線が商標を構成する一部分である場合には、商第3条第1項柱書の要件を満たすため、商標の詳細な説明において、例えば、次のような記載をすることが考えられる。

(上記の図：商標の詳細な説明の記載例)

商標登録を受けようとする商標は、立体商標であり、円柱形に破線で示した「JPO」の文字を付した立体的形状からなる。

### 3. 立体商標の端が切れている場合等について

願書に記載した商標（実線・破線等の描き分けがある場合には商標を構成する実線等の部分）の端が、商標記載欄の枠により切れている場合の取扱いについて。

（1）願書に記載した商標の端が商標記載欄の枠により切れている場合、その立体的形状の全体の輪郭が明確に示されないことから、立体商標としての構成及び態様を具体的に特定し得ない。そのため、商品の形状や、店舗、事務所、事業所、施設（以下「店舗等」という。）の外観の形状のように、立体商標を構成する立体的形状の全体の輪郭を商標記載欄に表示することが可能であるにもかかわらず、その全体を表示していない場合には、商第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

〔具体例〕 商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断される例



※商品の形状からなる立体商標について、立体的形状を表す記載の一端が商標記載欄の枠により切れており、立体商標としての構成及び態様が特定できない例

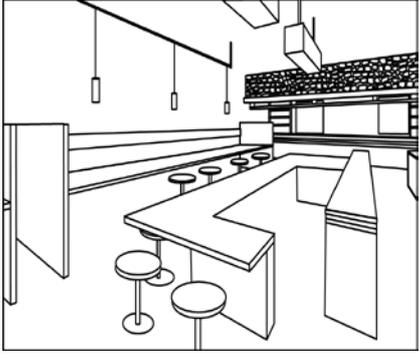
もっとも、内装のように立体的形状の内部の構成を表示した立体商標については、その商標を表示しようとする時、天井、壁、床等の立体的形状の端が切れることがやむを得ない場合があり、このような構成及び態様の範囲で出所識別標識として機能することも否定できない。

そこで、内装のように立体的形状の内部の構成を表示した立体商標であって、商標記載欄の枠により立体商標の端が切れることがやむを得ない場合は、商標記載欄に記載された範囲で立体商標としての構成及び態様が特定されていると判断する。この場合には、商標の詳細な説明において、立体的形状の内部の構成を表示した立体商標である旨を明らかにするものとし、①商標の詳細な説明の記載がない場合、又は②商標の詳細な説明の記載から、立体的形状の内部の構成を表示した立体商標であることが明らかでない場合には、商第3条第1項

柱書の要件を満たさないものとする。②の場合には、商第5条第5項の要件も満たさないものとする。

〔具体例〕 商第3条第1項柱書及び商第5条第5項の要件を満たさないと判断される例

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

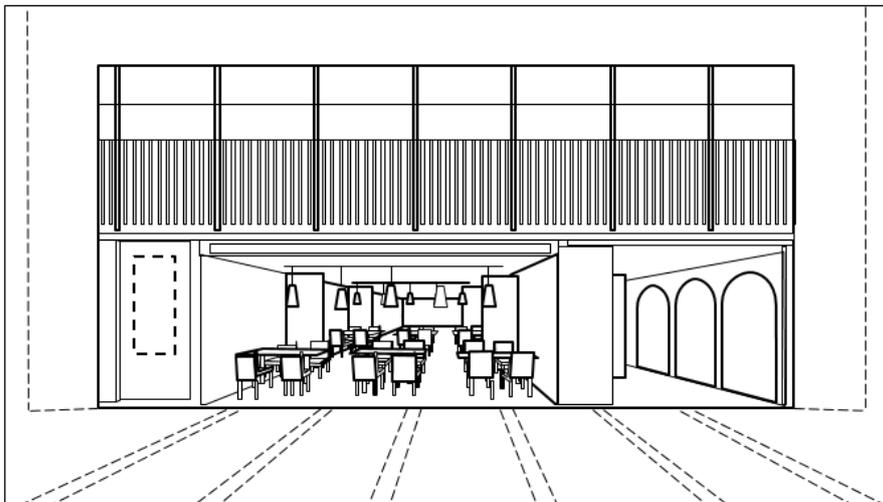
商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、立体商標であり、コの字型のカウンター及び椅子を含む立体的形状からなる。

(略)

※立体商標の端が商標記載欄の枠により切れているが、商標の詳細な説明の記載から、立体的形状の内部の構成を表示した立体商標であることが明らかと認められない例(上記②の例)

(2) 商標を構成しない部分(破線等)の端が商標記載欄の枠で切れているが、商標を構成する部分(実線等)の端が商標記載欄の枠で切れていない場合は、商第3条第1項柱書の要件を満たすものとする。

〔具体例〕 商第3条第1項柱書の要件を満たすと判断される例



※商標を構成する部分(実線等)の端が切れていない例

## 4. 立体商標における「商標の詳細な説明」の記載について

立体商標において、商標の詳細な説明の記載が必要となる場合（商第5条第4項、商施規（省令）第4条の8第2項第3号「商標を特定するために必要がある場合」）とその取扱いについて。

（1）例えば、以下のような場合には、商標登録を受けようとする商標を特定するために商標の詳細な説明の記載が必要となる。

- ・商標記載欄において、実線・破線等の描き分けがある場合。
- ・店舗等の内装の形状からなる立体商標について、その立体商標の端が、商標記載欄の枠により切れている場合。

（2）商標記載欄に実線・破線等の描き分けがある場合、願書に記載した商標のみでは、描き分けられた線等の意味が明らかでなく、商標の構成及び態様を明確に特定することができない。そこで、実線・破線等の描き分けがある場合には、描き分けた線等につき、その内容を商標の詳細な説明に記載することとし、①商標の詳細な説明の記載がない場合、又は②商標記載欄に記載した商標の記載及び商標の詳細な説明の記載から立体商標の構成及び態様を特定できない場合は、商第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。②の場合には、商第5条第5項の要件も満たさないものとする。

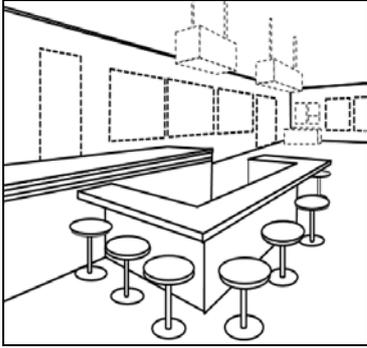
（3）内装のように立体的形状の内部の構成を表示した立体商標に係る商標の詳細な説明の記載については、3.（1）参照。

立体商標を構成する標章と、商標の詳細な説明に記載された標章の説明が一致しない場合の取扱いについて。

（4）願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載されている標章が一致しない場合（願書に記載した商標に記載されていない標章が、商標の詳細な説明に記載されている場合を含む。）は、商第5条第5項の要件を満たさないものとする。

〔具体例〕 商第5条第5項の要件を満たさないと判断される例

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、店舗の内部の構成を表示した立体商標であり、内部が食器棚からなるコの字型のカウンター、椅子、カウンターに接して設置された酒や料理等の提供台及び2つのランプシェードを含む店舗の内装の立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。  
(略)

※商標記載欄に記載されていない「内部が食器棚からなる」コの字型のカウンターと破線で記載された「2つのランプシェード」は、いずれも商標を構成する要素ではなく、願書に記載した商標と商標の詳細な説明が一致しない例

(5) 立体商標が立体的形状のみからなり、図又は写真が不鮮明であるため、形状の全体が明確に特定し得ない場合には、商標の詳細な説明において、当該標章についての具体的な記載がなされても、その説明が願書に記載した商標と一致しているとは認められないため、商第3条第1項柱書の要件に加えて、商第5条第5項の要件も満たさないものとする。

## 5. 複数の立体的形状からなる立体商標と一商標一出願の審査について (商第6条第1項)

立体的形状に「複数の立体的形状からなるものを含む」ことが商標審査基準において明確化されたところ(商標審査基準第1 二、第3条第1項柱書6.(1))、複数の立体的形状からなる立体商標について、どのような場合に、商第6条第1項に反するかが問題となる。

文字商標や平面商標については、それが複数の離れた文字や図形から構成されていたとしても、それが一つの図又は写真で記載されている場合には、商第6条第1項違反とはしていない。

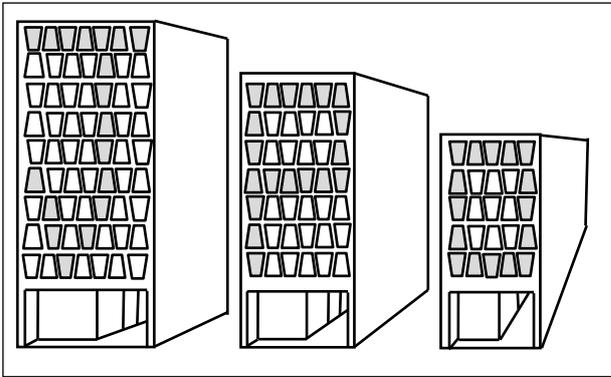
立体商標が一つの図又は写真で記載されている場合についても、一商標一出願

について、文字商標や平面商標と異なる考え方を採用すべき理由は見いだせないことから、同様に判断することとする。すなわち、複数の立体的形状が一つの図又は写真で記載されている以上、原則として、これを一つの立体商標として判断し、商第6条第1項違反とはしない。

また、複数の立体的形状から構成される立体商標が、一つの図又は写真で記載されている場合であっても、それらが指定商品等の形状として想定し得ず、かつ、商品等の広告としての使用も当然に想定し得ない場合には、商第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する旨の拒絶理由を通知する（詳細は、商標審査基準第1二、第3条第1項柱書6.(7)を参照）。

〔具体例〕 商第6条第1項に反しないものと判断される例

以下は、商第6条第1項に反しないものの例であり、商第3条第1項柱書に該当するかどうかを判断したものではない。

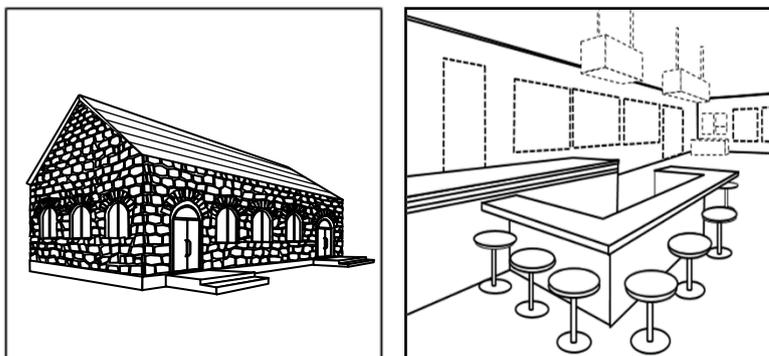


※三つの立体的形状からなる立体商標を一図で記載した例

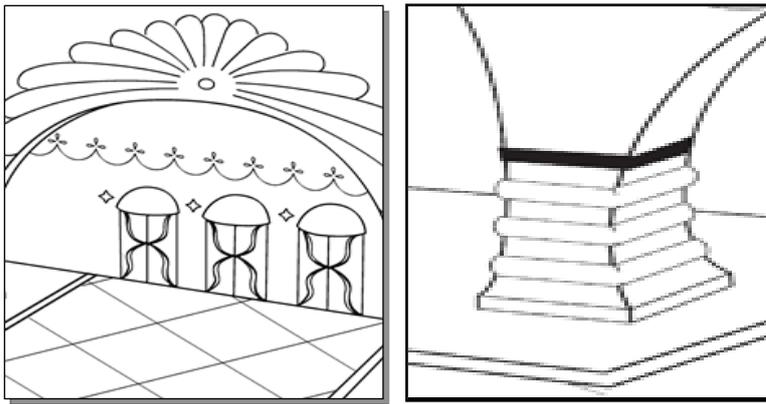
立体商標が二以上の図又は写真で記載されている場合であって、それらが二以上の異なる立体商標を表したものであることが明らかな場合には、複数の商標を出願したと認められることから、商第6条第1項に反するものと判断する。

〔具体例〕 商第6条第1項に反するものと判断される例

以下は、商第6条第1項に反するものの例であり、商第3条第1項柱書に該当するかどうかを判断したものではない。

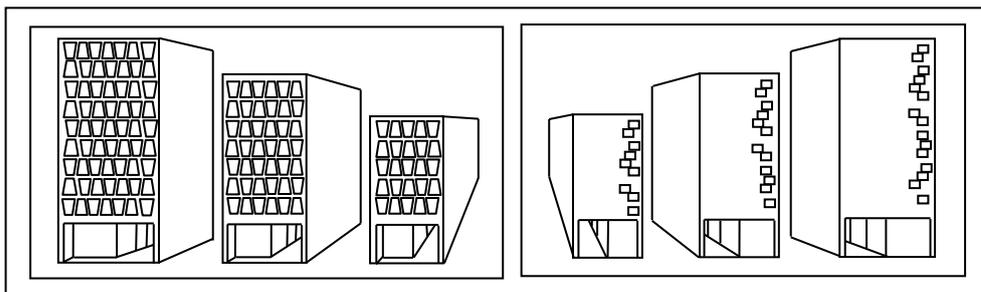


※店舗の外観と内装を別図として出願した例



※関連性のない内装を別図として出願した例

複数の立体的形状からなる立体商標を、二以上の方向から表示することは、許容される（ただし、各図が表す立体的形状が合致することが必要となる。）。



※同じ外観の立体的形状を異なる角度から表したものと認識される例

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第5条」の審査基準](#)
- [「第6条（一商標一出願）」の審査基準](#)
- [「第16条の2及び第17条の2（補正の却下）」の審査基準](#)